

【ABC 消費者情報 Vol. 196】

◎エステの契約トラブルに注意！！

若者の脱毛エステなどの契約に関する相談が寄せられています。

○相談例

- ・体験やカウンセリングのつもりで出向いたところ、強引な勧誘で高額な契約をさせられた。
- ・長期のコースで契約したが、肌に合っていなかったり、事情が変わったりして通えなくなった。解約できるだろうか。
- ・2年間通い放題のエステで中途解約を申し出たら、「この契約は5回のプランでそれ以降は無料のアフターサービスになっている。5回を消費しているので解約しても返金はない」と言われた。

○アドバイス

- ・成年年齢引下げに伴い、18歳から保護者の同意がなくても1人で契約できるようになりました。
- ・契約にあたっては、中途解約や返金の条件もよく確認し慎重に検討しましょう。
- ・契約日から8日以内はクーリング・オフができます。
- ・困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512